

世田谷区における障害児の母親の就労状況と支援策の検討

The Employment Status of Mothers of Children with Disabilities and
Consideration of Support Measures for their Employment in Setagaya-ku

キーワード：『障害児の母親』『就労』『ケアラー』『障害児支援』

美浦 幸子

MIURA, Sachiko

(昭和女子大学現代ビジネス研究所)

1. はじめに

日本政府は仕事と子育ての両立を支援するため、2015年に子ども・子育て支援新制度(以下、新制度)を制定した。厚生労働省(2020)「国民生活基礎調査」の「児童のいる世帯における母の仕事の状況の年次推移」によると、末子が18歳未満の子どもがいる母親の就業率は2018年に72.2%、2019年に72.4%と上昇傾向にある。『世田谷区障害者(児)実態調査報告書』(2020年/以下、20年調査)によると、母親が大半を占める障害児の主な介助者・支援者¹⁾の就業率は、子どもが5歳以下で47.8%、6歳~17歳で48.9%であった。「国民生活基礎調査」(2019)において末子の年齢階級別就業率が40%台であったのは0歳児の母親の49.8%²⁾のみである。

新制度は全ての子どもを対象とし、未就学児には保育所、認定こども園、幼稚園による預かり保育等、就学後は放課後児童クラブ(東京都では学童クラブ)により、仕事と子育ての両立を支援する。障害のある子どもの場合、新制度の対象外である中高生を含め、専門施策である障害児支援を選択することが可能であるが、障害児支援は保護者の就労支援を目的に含まない。男女共同参画社会の実現に向け、子育て、障害に起因するケアを主に母親が担うことを所与とする性別役割分業への批判的視点は不可欠だが、子育て・ケアへの社会的支援が不十分であった場合、現実において障害児の母親は、就労に際して定型発達児の母親に比べ、困難な状況に置かれる。

障害児の母親の就労に関する研究は1990年代から少ないながら蓄積され、先行研究における母親の就業率は、同時期の「国民生活基礎調査」における母親の就業率よりも全て低く、未就労者の半数以上は就労を希望していた(美浦, 2019: 2-3)。障害児の母親が就労する意味として、経済的理由、生きがい、社会的な人間関係の広がりへの要求、育児ストレスの軽減があり(丸山, 2012: 33)。就労意向がありながら就労できない場合には、それらを喪失する。共働きが主流となった昨今、シングルインカムであることは貧困リスクを高め、稼働期の低所得は高齢期の低年金に反映され(鈴木・田中, 2019: 167)、経済的不利益は生涯継続する。厳しい経済状況は特に母子家庭において顕著である(江尻・松澤, 2013: 158)。就

労困難により、母親は社会とのつながりを実感できず、焦燥感、悔しさ、自己不全感を感じ、メンタルヘルスへの影響が懸念される状態になる場合がある（美浦，2020：7）。母親の就労は祖父母の援助に依存しており、援助がなければ成り立ちにくく、社会的支援が不十分である（丸山，2013：97-98；春木，2015：181-182）。自閉症児ではパニック、多動等の行動特徴への対応困難から祖父母の支援が得られない場合がある（美浦，2020：7-8）。子どもの学齢期、母親が無職よりも正規就業、非正規就業よりも正規就業で有意に高かった福祉サービス利用は、学童保育、日中一時支援、移動支援・行動援護で、放課後等デイサービスには有意差がなかった。母親が無職である要因には子どもの属性の影響が多く、中でも医療的ケアと通学の付き添いによる制限だと考えられた（春木，2019：32，34）。

『せたがやノーマライゼーションプラン(世田谷区障害者計画)一部見直し(平成27(2015)年度～平成32(2020)年度)』では、「家族支援の充実」として「障害児と暮らす家族の就労を支える仕組みについて検討します」(世田谷区，2015：56)としているが、具体的な施策の制定には至らなかった。そこで本研究では、20年調査を基に世田谷区における障害児の母親の就労状況と就労支援の課題を整理し、具体的施策を検討する一助となることを目的とする。本研究により明らかになった知見は、他自治体においても参照に値するであろう。

なお、世田谷区では区立保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校において障害児を受け入れ、介助員等を配置し、医療的ケア児の受け入れ拡充を図っており³⁾、都立特別支援学校(肢体不自由)では医療的ケア児の人工呼吸器校内管理に取り組み、専用通学車両の運行を開始している⁴⁾ため、本研究では保育所・幼稚園等、学校については検証対象とせず、障害児者支援を対象とする。

2. 障害児と主な介助者・支援者の実態

20年調査は、2019年11月に世田谷区障害者計画及び第6期世田谷区障害福祉計画(第2期世田谷区障害児福祉計画)の策定における基礎資料とするため実施された。障害者(児)調査とサービス提供事業者・施設を対象とする調査から構成されており、本研究では障害者(児)調査の結果を用いる。調査は18歳未満の障害児と障害者を分割せずに行われたため、本研究ではクロス集計表より18歳未満(「5歳以下」「6歳～17歳」と明示された結果ならびに障害児についてであることが明確な記述を用いる。回答者数は236人であった⁵⁾。

以下ではまず、量的調査から障害児と主な介助者・支援者(以下、介助者)の実態を把握し、続いて記述式回答から就労支援の課題を整理する。

2.1 子どもの障害種と介助・支援の状況

障害種は視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、内部障害、知的障害、発達障害、精神障害、高次脳機能障害、難病、その他である。多い順に、5歳以下で発達障害66.7%、知的障害23.6%、肢体不自由13.9%、6歳～17歳で発達障

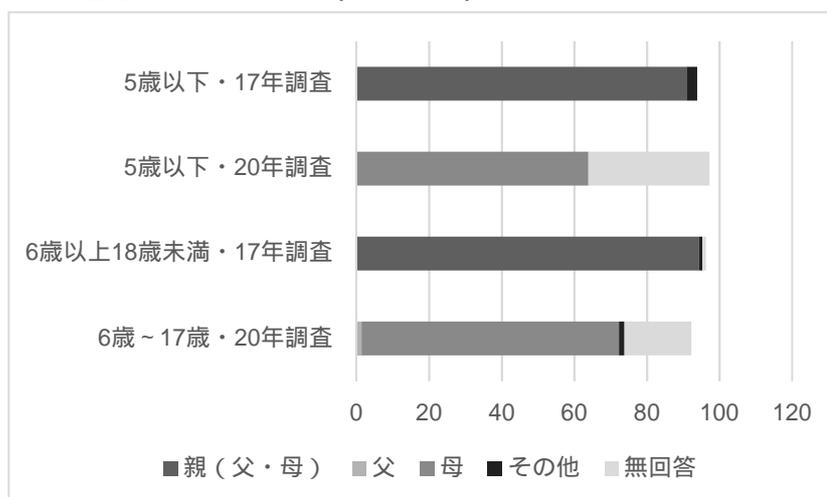
害 58.5%、知的障害 43.9%、肢体不自由 13.4%と続き（問 6） いずれの年齢層でも発達障害が最も多かった。なお、設問では「あてはまるものすべてに○」とあり、回答が重複する場合があるが、重複の内訳は明記されていない。

障害児の介助または支援の有無は、「受けている」が 5 歳以下で 50.0%、6 歳～17 歳で 39.6%である（問 13）。6 歳～17 歳で「受けている」が 10.4%減少しており、加齢・発達により介助が軽減した可能性がある。但し、前回の『世田谷区障害者（児）実態調査結果報告書』⁶⁾（2017 年 / 以下、17 年調査）では、「受けている」が 5 歳以下で 63.5%、6 歳以上 18 歳未満で 62.1%（問 13）と 1.4%の減少にとどまり、特に 6 歳以上 18 歳未満の「受けている」は 20 年調査よりも 22.5%多かった。17 年調査では 20 年調査に比べ、いずれの年齢層でも知的障害、肢体不自由が多かったことから⁷⁾、介助の有無には加齢・発達よりも障害種の要因が大きいことが推察される。

2.2 主な介助者・支援者の属性

介助者は 5 歳以下で「母」63.9%、「施設・病院等の専門介助者」2.8%、無回答 33.3%、6 歳～17 歳で「父」1.5%、「母」70.8%、「ホームヘルパー」1.5%、「施設・病院等の専門介助者」6.2%、「その他」1.5%、無回答 18.5%であった（問 14）。17 年調査では介助者の選択肢に父母の別を設けず、「親（父・母）」としており、5 歳以下で「親（父・母）」90.9%、「施設・病院等の専門介助者」3.0%、「その他」3.0%、6 歳以上 18 歳未満で「親（父・母）」94.3%、「ホームヘルパー」2.9%、「施設・病院等の専門介助者」1.0%、「その他」1.0%、無回答 1.0%であった（問 14）（図 1 参照）。

図 1 主な介助者・支援者（筆者作成）



ホームヘルパー、施設・病院等の専門介助者を除く

この図は以下の著作物を改変して利用しています。『世田谷区障害者（児）実態調査結果報告書（平成 29 年 3 月）』、『世田谷区障害者（児）実態調査報告書（令和 2 年 3 月）』、世田谷区、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 2.1（<https://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>）

図1において20年調査と17年調査を比較すると、20年調査の「その他」および無回答には、17年調査の「親(父・母)」に該当し、母のみでも父のみでもない父母共同が含まれている可能性がある。

介助者の年齢は5歳以下で30歳～49歳であり、35歳～44歳が全体の60%以上であった。6歳～17歳では35歳～54歳で、45歳～49歳が最多であり、40代が60%以上であった(問14-1)。

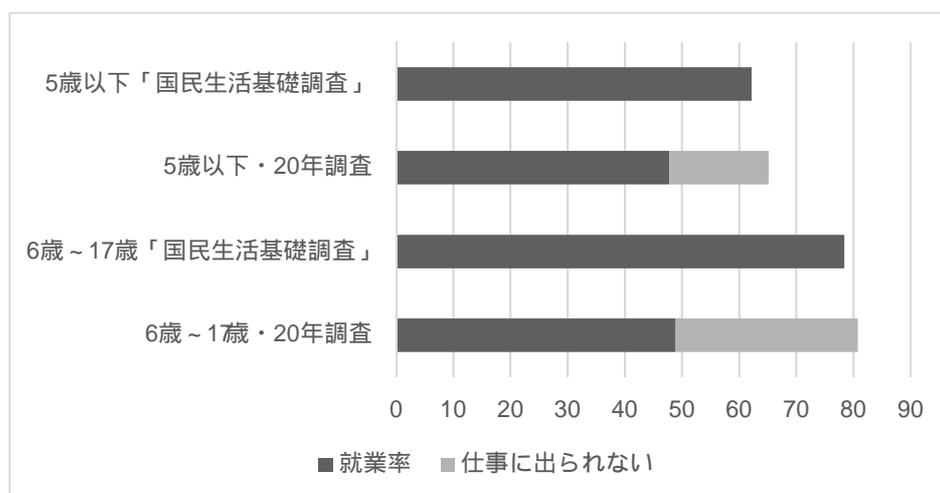
以上のことから障害児の介助者は、一定数父母で担っている可能性を含め、大半は壮年期の母親だといえる。よって本研究では、介助者の状況が母親の状況に極めて近いものとみなすことが可能と考えるが、「介助者=母親」とは限定できないため、以下では母親、(母)親、保護者を適宜、使用する。

2.3 主な介助者・支援者の就労状況

介助者の就業率は5歳以下47.8%、6歳～17歳48.9%である(問14-4)。未就労者に就労意向を尋ねる設問ではないが、介助者の不安や悩みを17の選択肢から5つまで選択する設問では、「仕事に出られない」が5歳以下で17.4%、6歳～17歳で31.9%(問14-6)であった⁸⁾。

「国民生活基礎調査」(2019)における母親の就業率は5歳以下62.2%、6歳～17歳78.4%である⁹⁾。調査内容が異なるため単純比較できない点に留意が必要だが、20年調査の就業率は5歳以下で「国民生活基礎調査」の就業率のマイナス14.4%、6歳～17歳でマイナス29.5%であり、20年調査の「仕事に出られない」の数値に近い(図2参照)。また、「国民生活基礎調査」では5歳以下より6歳～17歳で就業率が16.2%上昇しているが、20年調査での就業率の上昇は1.1%であり、「仕事に出られない」が14.5%増加している。

図2 就業率と「仕事に出られない」(筆者作成)



この図は以下の著作物を改変して利用しています。『世田谷区障害者(児)実態調査報告書(令和2年3月)』、世田谷区、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 2.1 (<https://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>) / 「国民生活基礎調査」(2019)を加工して利用しています。

2.4 就労支援の課題

表1に、20年調査の自由記述欄(問53)から保護者の就労に関する意見・ニーズと、就労に言及してはいるが、就労支援のために検討が必要と思われる意見等を抽出した。続いて、各項目の課題を整理した。

表1 社会資源への意見等(筆者作成)

	意見・ニーズ
就労支援全般	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の親が働きやすいサービス、職場づくりなどのお手伝いをしてほしい。 ・社会で子育て支援をして母親の就労を促進するなら、障害児母子を除外せず、合理的配慮をしてほしい。
児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ぶらみんぼーとを週1で集団利用している。日時が固定されていて働く母にはスケジュールがとてもきつい。 ・通所施設は平日の日中しか開いていないことが多く、障害児の父や母がどちらも働いているので仕事との両立にとっても苦勞している。
通学支援	<ul style="list-style-type: none"> ・支援学級が少なすぎて、通学が大変。遠方から通う生徒のための支援がもっとあっていいと思う。
放課後・ 長期休暇支援	<ul style="list-style-type: none"> ・新BOPに慣れてくれれば良いが、難しい場合は仕事を続けるのが難しい。 ・両親共に働いているので、夏休みなどの長期休み中の行き先に困る。小学生の今は学童が融通をきかせてくれているが、中学生以降はどうなるか不安。 ・中学生になると学童へ通えなくなるが、放課後デイサービスの数が少ないのか週5で行ける放課後デイサービスがない。 ・放課後等デイサービスの施設が少ない。(6件) ・放課後等デイサービスを利用しているが、学童保育に比べても利用可能な時間が短い。学童は利用時間の延長が計画されているようだが、その動きもない。 ・学童と同程度の時間保障をする放課後デイサービスか、日中一時支援を区の責任で作ってほしい。 ・放課後等デイサービスについて、送り迎えがついていると非常に助かる。 ・通い続けたいデイサービスに送迎が無い。できるかぎり送迎があると助かる。 ・放課後等デイサービス及び移動支援の充実を切に願う。大田区に比べて世田谷区の状況は大きく差があり、子供達が学校以外の場所で活動できる環境が整っていないことを痛感する。 ・息子が療育を受けるため、土曜日に放課後デイサービスを受けているが、私も夫も平日は就業のため連れていけないので、土日のサービスを増やしてほしい。

太字は就労への言及がある意見・ニーズ

この表は以下の著作物を改変して利用しています。『世田谷区障害者(児)実態調査報告書(令和2年3月)』、世田谷区、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 2.1 (<https://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>)

「就労支援全般」は、子どもに障害がある場合の就労支援、環境づくりの要望であり、換言すれば、障害児の場合、新制度のみでは就労支援が不十分であることを示唆している。

「児童発達支援」では、通所が平日日中に限定または日時が固定されることで、就労との両立に苦心している複数事例があった。療育を優先すると就労に制約・困難が生じる場合があり、就労を優先すると障害児は早期療育の機会を喪失する。

「通学支援」では、特別支援学級が少ないために遠方に通学している事例があり、(母)親による送迎の有無への言及はないが、単独での登下校が困難な場合は送迎が必要となる。これは特別支援学校、スクールバスバス停への送迎も同様である。登下校での付き添いが要請されると、(母)親の就労に制約・困難が生じる。

「放課後・長期休暇支援」では、学童クラブ、学齢期の障害児支援である放課後等デイサービス(以下、放デイ) 地域生活支援事業の日中一時支援への意見があった。小学生の保護者が学童クラブ(世田谷区の新 BOP 学童クラブ)によって就労が保障されている一方、障害児本人が学童クラブに不適應となった場合や中学生以降には就労保障がない点が指摘されている。放デイは施設が少なく、学童クラブに比べて時間保障が短いとの指摘があった。また、学童クラブと同程度の時間保障をする放デイまたは日中一時支援創設の要望があり、放デイの送迎、移動支援充実の要望もあった。

放デイは保護者の就労支援を目的としないが、送迎もしくは移動支援が保障された場合、朝の登校から帰宅までの継続した時間が確保され、就労の可能性を生む。送迎がなく、移動支援が利用できない場合は(母)親が送迎することとなり、継続した就労時間の確保が困難となる。また、特に長期休暇の時間保障が学童クラブよりも短いことによって、フルタイム就労は障害児に留守番スキルがあるか祖父母等、インフォーマルな支援者がいない限り困難である。

一定の時間保障をする放デイは、家庭、学校以外の「第三の生活の場」である。一方、個別療育等、発達支援に重点化した事業所もあり、土日のサービスへの要望もあった。児童発達支援同様、発達支援が平日中心であると、仕事との両立が困難となる。

3. 考察

世田谷区では母親が大半を占める介助者の就業率は 40%台と低かった。通所型の障害児支援では就労との両立支援がなされず、就学前には療育か就労かの二者択一を迫られる場合があり、就学後には時間保障が短いために就労に制約・困難が生じることが推察された。障害児支援を受ける小中高生の(母)親には就労保障がないのが現状である。また、登下校、通所の送迎が就労に制約・困難をもたらすことが推察された。

2.3 でみたように、「国民生活基礎調査」では子どもが5歳以下に比べ、6歳~17歳で母親の就業率は16.2%上昇しているが、20年調査では1.1%の上昇にとどまり、「仕事に出られない」が31.9%に上っていた。子どもの就学後には、それまで療育等を優先していた(母)

親が再就労を希望したり、きょうだい児の進学等に伴う経済的な要請が生じることが推測される。しかし、子どもの障害種や発達状態によっては、中高生であっても単独での外出や留守番が困難であり、現状では付き添い、介助・支援、見守り等のケアの代替が不十分で、(母)親の就労困難が継続していると推察される。

これらの現状認識に基づき、以下では、就労支援策の提言、『世田谷区障害者(児)実態調査』への提言を整理する。

3.1 就労支援策の提言

以下に、社会資源の改善によって可能な就労支援策を挙げる。

3.1.1 児童発達支援の利便性向上

通所には付き添いが必要であり、付き添いは保護者にとって障害理解を深め、障害特性への対応を学ぶ機会となり得る。事業所・支援者が保護者の都合に配慮しなければ、子どもへの発達支援が(母)親の就労を阻害し、家族支援に逆行する場合がある。平日に加え、土日の実施等、利便性の向上が必要である。

3.1.2 移動支援の利用条件緩和

特別支援学級(小・中学校)通学生の41.0%、特別支援学校小・中学部通学生の42.6%が「通園・通学先が遠い」と回答し、特別支援学級(小・中学校)通学生の25.6%、特別支援学校小・中学部通学生の25.5%が「通園・通学の付き添いの確保」に困っていると回答している(問34-2)。世田谷区では通学・通所の移動支援に、介護者の就労、病気等の条件を設けている。これは就労継続支援であるが、移動支援が保障されなければ時間の都合で就労できない場合に、再就職のハードルとなり得る。障がい者制度改革推進会議総合福祉部会(2011)「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」は、「障害児の通学や通園のために移動介護を利用できるようにする」と提言しており、通学・通所のための移動支援は本来、全ての障害児に保障されるべき¹⁰⁾であるが、就労支援の観点からは、求職中の申請を可能にする等、利用条件の緩和が必要である。

3.1.3 多様な放課後・長期休暇支援による就労保障

表1に「新BOPに慣れてくれれば良いが、難しい場合は仕事を続けるのが難しい」とあるように、学童クラブが障害児本人に合わない場合、(母)親の就労に制約・困難が生じる。美浦(2020:6)は自閉症児が聴覚過敏やパニックによって学童クラブに適応できず、放デイに移行した事例を報告している。図1のように、介助者は5歳以下よりも6歳~17歳で「母」が6.9%、「父」が1.5%増加しており、保育所等で共働きが可能だった家庭で、学童クラブに通わない、もしくは通えない子どもの保護者が離職した可能性がある。学童クラブ

における合理的配慮、支援の専門性向上が重要であるが、適応困難な児童への対応策も必要である。他自治体での事例として、調布市では障害により「他の学童クラブでは受入れが困難な児童を優先して受入れる」ゆずのき学童クラブを2020年に新設した。

中高生と学童クラブが合わないまたは障害児支援を選択する小学生は放デイに通所することが可能である。問34-4によると、放課後・長期休暇の過ごし方では、学童クラブが10.9%、放デイが33.5%であり、放デイ利用が学童クラブ利用の3倍以上となっている。就労支援の観点からみると、放デイは学童クラブより時間保障が短いため¹¹⁾、保育所通園や学童クラブ通所でフルタイム就労できていた(母)親に離職やパートタイム就労への転換を強いることになる。丸山(2015:80)は全国の放デイ事業所対象の質問紙調査から、保護者の就労支援を役割の一つにしている事業所は52.3%であったと報告している。世田谷区内に放デイは39事業所あり(2020年9月現在)この内36事業所は民立で、短時間の個別療育を主体とした事業所もあるため、就労支援を目的とした開所時間の延長を事業所の自助努力に期待するには限界がある。放デイで就労支援をするには、保護者の就労時間に配慮した時間保障、必要な通所回数の保障に公的な支援等、仕組みづくりが必要である。

厚労省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知は2016年、「主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用すること」としている。世田谷区では2020年現在、就労支援のための日中一時支援事業を実施していない。日中一時支援により就労支援を実施している他自治体の事例として、新宿区「障害児等タイムケアサービスまいペース」(長期休暇等8:30~19:00)品川区「にじのひろば戸越」「にじのひろば八潮」「品川区立障害児者総合支援施設」(学校公休日8:00~19:00)等がある。

放デイによる育成支援と日中一時支援によるケアの代替を分離することが障害児にとって最善なのかの議論を含め、放デイのあり方と日中一時支援の創設について検討の上、施策を実施することが必要である。

3.2 『世田谷区障害者(児)実態調査』への提言

20年調査は障害児と障害者を分割せずに実施され、介助者の就労に関する問14-4から14-5-1の内、14-4以外には年齢層別のクロス集計表がなかった。問14-5では有償労働をしていない介助者で仕事をしたいと「考えている」のは16.3%であったが、そこには介助者として母親が大半を占める障害児と、母親に加え、配偶者や子どもが含まれる障害者の回答が混在している。就労意向は年齢によって異なることが推測され、問14の回答者の過半数、54.4%¹²⁾は一般企業の定年年齢である60歳以上であり、就労意向のある16.3%を30~40代が中心である障害児の介助者の回答と見なすことは適切ではない。

障害児の介助者が誰であるかについては、「母」「父」の選択肢が設けられたが、就業率の調査は介助者を対象としていた。母親、父親それぞれの就業率は不明であり、ジェンダーに

敏感な統計とはいえない。本研究では介助者の状況と母親の状況とが極めて近いものと捉えてきたが、男女共同参画社会促進の観点からは、母親、父親それぞれの就業率を調査し、ジェンダー明示的統計とすべきである。

このほかにも、障害児者混合の調査では、障害児が18歳未満であるのに対し、障害者は18歳以上高齢者までを含むため、障害児の占める割合が相対的に小さく、それに伴い障害児の介助者の実態が過小評価されやすい、障害種別人数比では、障害者には障害児が加齢した場合に加え、事故や病気による中途障害者が含まれるため、身体障害が多くなるが、障害児の場合は知的障害、発達障害が多く、母集団の障害種別人数比が異なる、障害児と障害者では日中活動等の生活実態が異なり、利用可能な支援が異なる等の課題があり、実態の把握には限界がある。

以上の各点から、障害児と障害者の実態調査を分割すること、就業率は母親と父親をそれぞれ調査することを提言したい。

4. おわりに

『せたがやノーマライゼーションプラン』では、「障害児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります」(世田谷区, 2015: 102)としている。常時ケアが必要な障害児家族にとっては、日常生活においても「切れ目のない支援」が必要である。「家庭 教育 福祉 家庭」という1日の流れにおいて支援が不足すると、多くの場合、母親がそこに生じる「切れ目」を担わざるをえず、結果として就業率の低迷を招くと推察される。母親が「切れ目」を担うことを「仕方がない」と見なすことは、母親を無償でケアを担う福祉の「含み資産」に位置付けることを意味し、母親がキャリアを持った社会人であることを捨象する。定型発達児の母親に対して仕事と子育ての両立支援を実施する一方、障害児支援対象児の母親に対して子どもの障害に配慮した就労支援策が不十分な現状は公平性に欠けている。

障害児の介助者は30~40代が中心で、就労を継続していればキャリア10年以上の人材である。就労が可能であれば、スキル・キャリアによる貢献に加え、「障害児と共に生きる」生活を可視化することで、職場、引いては社会の障害理解を促進するであろう。さらに、ケアを担わず就労するケアレスマンとは異なる経験、障害児とその家族が置かれた環境に基づく視点・発想は、多様性的一种として組織や社会の活性化に寄与する可能性がある。また、いったん離職し、子育て・ケアに専念した母親は、障害児支援のキャリアを積んだ人材だといえる。母親に職業選択の自由があることは言うまでもないが、そのキャリアはケアワーカーとして生かすことも可能である¹³⁾。母親は就労支援によって「支えられる人」であると同時に、就労によって「支える人」になることが可能であり、就労支援は母親のみならず、社会にとっても有意義である。

男女共同参画社会の観点からみれば、仕事と子育て・ケアの両立は父母双方にとっての課

題であるはずだが、現状では著しく母親に負荷が偏っている。行政等支援機関においては、父親のより積極的な子育て・ケアへの参画、母親の子育て・ケアと仕事の両立を促進することで、障害児の母親を包摂した男女共同参画社会の実現を推進し、憲法第二十七条が掲げる「勤労の権利」を保障しなくてはならない。

2020年、全国に先駆けて「埼玉県ケアラー支援条例」が成立した。ケアに必要な人を無償でケアするケアラーには障害児者の親も含まれ、今後、ケアラー支援が全国に広がることが期待される。

母親への就労支援は障害児への発達・自立支援と表裏一体である。支援の拡充に当たり、福祉業界の人手不足が課題の一つとされるが、働きたい母親が働けない理由が「働く人がいないから」との状況は矛盾しており、正に「障害児と暮らす家族の就労を支える仕組み」の構築が求められている。障害児者と共に家族のノーマライゼーションを推進する施策が必要である。

最後に、本研究の限界と今後の課題を述べたい。20年調査は国内における新型コロナウイルス感染確認以前に実施され、感染確認後に推奨されたテレワーク等の働き方の変化、非正規雇用を中心とする雇用状況悪化の影響を反映していないため、就労状況や支援ニーズに変化が生じた可能性がある。20年調査では母親の就労実態・意向の調査を最優先課題としていないため、就労支援に関する意見やニーズを抽出しきれていない可能性がある。特に就労意向があっても「仕事に出られない」方々について、本研究で考察した障害児支援全般に共通する課題に加え、子どもの状態・障害種別の就労阻害要因の調査と支援策の検討が今後の課題である。また、本研究では18歳未満の子どもの母親を対象としたが、常時ケアが必要な障害者の母親については別途、調査研究が必要だと考える。

[注]

- 1) 2.2 参照。
- 2) e-Stat「令和元年国民生活基礎調査/世帯/全国編/96」の「総数、仕事あり」から算出。小数第2位を四捨五入した。
- 3) 世田谷区令和元年第3回障害者施策推進協議会資料4「世田谷区障害者計画の取り組み状況と課題について」
- 4) 東京都立光明学園(2019)「第2回全国公開研究会」
- 5) 障害者(児)調査全体の発送数は5500、回収数は2053、回収率は37.3%。障害児の回答者数は、第1章1.回答者について(1)のクロス集計表、5歳以下72人、6歳~17歳164人を加算した。
- 6) 障害者(児)調査は2016年10月実施。発送数3000、回収数1278、回収率42.6%。障害児の回答者数は5歳以下52人、6歳以上18歳未満169人、合計221人。
- 7) 17年調査においては5歳以下で発達障害が40.4%、知的障害、肢体不自由が共に28.8%と続き、6歳以上18歳未満では知的障害58.0%、発達障害33.1%、肢体不自由32.5%と続いた(問6)。
- 8) 問14-5に勤務形態等に関する設問があるが、年齢層が不明であった。詳細は3.2参照。
- 9) e-Stat「令和元年国民生活基礎調査/世帯/全国編/96」の「総数、仕事あり」から算出。小数第2位を四捨五入した。

- ¹⁰⁾ (母)親による送迎を前提とすると、例えば(母)親が体調不良で送迎できない場合、子どもは欠席を余儀なくされ、教育権が保障されないことになる。
- ¹¹⁾ 新 BOP 学童クラブの学校休業日の開所時間は 10 時間(一部で 11 時間)であり、放デイのサービス提供時間は、厚労省(2018)によると平日 8 時間以上の事業所が 19.1%、障害のある子どもの放課後保障全国連絡会(2017)によると、長期休暇の活動時間 8 時間以上の事業所は 11%である。
- ¹²⁾ 問 14-1 のグラフより、60 歳以上を加算した。
- ¹³⁾ 春木(2015:181)は就労している障害児の母親の職種の特徴として、一般の母親は事務が多数であるのに比べ、介護・福祉職が事務を上回っていることを指摘している。その理由として、子どもに合わせた生活をするために時間的融通が利く職種であること、障害児の子育ての経験を活かしたいと思い、資格取得して職種選択していると考えられると述べている。

[文献リスト]

- 調布市「令和 2 年度学童クラブ入会申込み(年度途中)」(<https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1583232109200/index.html>) 2020.7.8
- 江尻桂子・松澤明美(2013)「障害児を育てる家族における母親の就労の制約と経済的困難 障害児の母親を対象とした質問紙調査より」『茨城キリスト教大学紀要』第 47 号, pp.153-160 (https://ic.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=330&item_no=1&page_id=25&block_id=38) 2020.6.3
- e-Stat「令和元年国民生活基礎調査/世帯/全国編/96」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450061&tstat=000001141126&cycle=7&tclass1=000001141127&tclass2=000001141133>) 2020.7.19
- 春木裕美(2015)「障害児の母親の就労に関連する要因」『発達障害研究』第 37 巻第 2 号, pp.174-185
- 春木裕美(2019)「学齢期の障害児を育てる母親の就業についての実態調査 就業形態別の比較に焦点を当てて」『厚生指針』Vol.66, No.7, pp.26-35
- 伊藤陽一編著(1994)『女性と統計』梓出版社
- 厚生労働省(2016)社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 障障発 0307 第 1 号 (https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc_keyword?keyword=%E9%9A%9C%E9%9A%9C%E7%99%BA0307%E7%AC%AC1%E5%8F%B7&dataId=00tc1862&dataType=1&pageNo=1&mode=0) 2019.12.14
- 厚生労働省(2018)社会保障審議会障害者部会(第 91 回)資料 4「平成 30 年 4 月の放課後等デイサービス報酬見直し」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000371117.pdf>) 2019.12.13
- 厚生労働省(2020)「2019 年国民生活基礎調査の概況 結果の概要」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/index.html>) 2020.7.18
- 丸山啓史(2012)「障害のある子どもを育てる母親が就労することの意味 母親へのインタビュー調査から」『特別支援教育臨床実践センター年報』第 2 号, pp.23-35
- 丸山啓史(2013)「障害児の母親の就労と祖父母による援助」『京都教育大学紀要』No.122, pp.87-100 (https://toshu2.kyokyo-u.ac.jp/webopac/S007v122p87-100_maruyama._?key=TOBLFV) 2019.12.13

研究ノート

- 丸山啓史(2015)「障害児の放課後等デイサービス事業所における保護者の就労支援の位置づけ」『京都教育大学紀要』No.127, pp.77-91 (https://tosh2.kyokyo-u.ac.jp/webopac/S007v127p77-91_maruyama._?key=FMBPJU) 2019.12.13
- 美浦幸子(2019)「東京23区における障害児の母親の就労状況と支援策の検討」『昭和女子大学現代ビジネス研究所2018年度紀要』(http://swubizlab.jp/wp/wp-content/uploads/2019/03/2019_009.pdf) 2020.4.1
- 美浦幸子(2020)「自閉症の行動特徴が母親の就労に与える影響」『昭和女子大学現代ビジネス研究所2019年度紀要』(http://swubizlab.jp/wp/wp-content/uploads/2020/03/2019_010.pdf) 2020.4.1
- 内閣府「子ども・子育て支援新制度」(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>) 2019.1.2
- 埼玉県ケアラー支援条例 (http://www.pref.saitama.lg.jp/kenpou/bn/R02_03/0331_t93/item/13282/t93_20200331i13282.pdf) 2020.6.2
- 世田谷区(2015)『せたがやノーマライゼーションプラン(世田谷区障害者計画)一部見直し平成27(2015)年度～平成32(2020)年度 第5期世田谷区障害福祉計画(第1期世田谷区障害児福祉計画)平成30(2018)年度～平成32(2020)年度』(https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/002/016/d00159344_d/fil/01.pdf) 2018.10.25
- 世田谷区(2017)『世田谷区障害者(児)実態調査結果報告書(平成29年3月)』(http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/105/144/601/d00152675_d/fil/1.pdf) 2018.10.25
- 世田谷区(2020)『世田谷区障害者(児)実態調査報告書(令和2年3月)』(https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/002/016/d00185176_d/fil/1.pdf) 2020.4.1
- 世田谷区「移動支援事業の手引き 令和元年6月」(https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/002/010/d00009106_d/fil/idousientebiki20170401.pdf) 2020.8.5
- 世田谷区令和元年第3回障害者施策推進協議会資料4「世田谷区障害者計画の取り組み状況と課題について」(https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/005/002/d00185069_d/fil/08siryou4.pdf) 2020.8.5
- 世田谷区「新BOPの内容」(<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/006/003/d00007374.htm>) 2020.7.19
- 世田谷区「障害のある子どもの施設」(<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/002/002/d00180083.html>) 2020.9.1
- 品川区「日中一時支援」(<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kenkou/kenkou-syogai/kenkou-syogai-nichizyouenzyo/20180629164732.html>) 2020.5.19
- 障害児等タイムケアサービスまいぺーす (<http://www.ashitakai.or.jp/ashita05.html>) 2020.5.19
- 障害のある子どもの放課後保障全国連絡会(2017)『放課後等デイサービス事業所実態調査アンケート結果報告・政策提言』(http://www.houkagoren.sakura.ne.jp/20170303_jigyoushojittaichousa_seisakuteigen.pdf) 2019.12.13
- 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会(2011)「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部

会の提言」(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/dl/0916-1a.pdf>) 2020.6.2
鈴木勉・田中智子編著(2019)『新・現代障害者福祉論』法律文化社
東京都立光明学園(2019)「第2回全国公開研究会」(<http://www.komeigakuen-sh.metro.tokyo.jp/site/zen/content/000249460.pdf>) 2020.8.7

本稿では以下のデータを利用しています。『せたがやノーマライゼーションプラン(世田谷区障害者計画)一部見直し平成27(2015)年度～平成32(2020)年度 第5期世田谷区障害福祉計画(第1期世田谷区障害児福祉計画)平成30(2018)年度～平成32(2020)年度』『世田谷区障害者(児)実態調査結果報告書(平成29年3月)』『世田谷区障害者(児)実態調査報告書(令和2年3月)』「移動支援事業の手引き 令和元年6月」『世田谷区障害者計画の取り組み状況と課題について』「障害のある子どもの施設」世田谷区、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 2.1 (<https://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>)